

生駒市環境美化活動等に係る公用車の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の団体が行う環境美化活動等を支援するため、本市が所有し、管理する車両（以下「公用車」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出車両)

第2条 貸し出すことができる公用車（以下「貸出公用車」という。）は、市長が指定した公用車とする。ただし、市の公務使用に支障があるときは、使用を許可しないものとする。

(対象者)

第3条 貸出公用車を使用することができるものは、自主的な地域貢献活動（宗教、政治活動等を目的とするものを除く。）を行う市内の団体とする。

(使用用途)

第4条 貸出公用車の貸出しは、次に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 市内の道路、河川、公園、駅周辺その他公共施設等の美化、清掃又は環境保全活動の用に供するとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めた活動の用に供するとき。

(使用地域)

第5条 貸出公用車を使用することができる地域は、生駒市内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出日)

第6条 貸出公用車は、次に掲げる日（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）に貸し出すことができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、貸出公用車の貸出日を変更することができる。

(貸出時間)

第7条 貸出公用車の貸出時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、貸出公用車の貸出時間を変更することができる。

(使用申込)

第8条 貸出公用車を使用しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、生駒市貸出公用車使用申込書兼誓約書（様式第1号）に貸出公用車を運転する者（以下「運転者」という。）の免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込書は、貸出しを受けようとする日の30日前から3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第9条 市長は、前条第1項の申込があった場合において、適当と認めるときは、生駒市貸出公用車使用承認書（様式第2号）を申込者に交付する。

- 2 市長は、前項の場合において、管理上必要な条件を付することができるものとする。

(使用の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により承認を受けた申込者（以下「使用者」という。）に対し、貸出公用車の使用を取り消し、又はその返却を命ずることができる。

- (1) 災害その他緊急かつやむを得ない理由により、貸出公用車を公用又は公共の用に供する必要があるが生じたとき。
- (2) 運行上その他の事情で貸出公用車に支障が生じたとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により、使用の承認を受けたとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (5) 使用者がこの要綱又は使用の承認の際に付した条件に違反したとき。
- (6) その他市長が貸し出すことが適当でないとき。

(経費の負担)

第11条 貸出公用車の利用に係る燃料費については、本市の負担とする。

(転貸等の禁止)

第12条 使用者は、貸出公用車を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

(貸出し及び返却)

第13条 貸出公用車は、原則として定められた保管場所から貸出しを行い、返却させるものとする。

2 使用者又は運転者（以下「使用者等」という。）は、貸出公用車の使用を終えたときは、公用車貸出日報への記載及び清掃を行い、本市の検査を受けなければならない。

3 貸出公用車を2日以上にわたり使用する場合は、使用日ごとに、貸出公用車を所定の場所に返却するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(交通事故の処置)

第14条 運転者及び同乗者は、交通事故が発生したときは、法令上の措置を取るとともに、直ちに次の各号に定める順序により事故処理をするものとする。

- (1) 負傷者の救護及び救急車の要請
- (2) 二次的事故の防止及び道路上の安全確保
- (3) 所轄の警察署への通報
- (4) 目撃者の確保及び現場状況の記録
- (5) 事故の相手方の連絡先等の確認
- (6) 市長への事故状況の報告

(事故等の届出)

第15条 前条第6号に規定する報告は、使用者等が生駒市貸出公用車事故届出書（様式第3号）により、速やかに行うものとする。

2 使用者等は、発生した交通事故に関し、本市が加入する自動車保険に係る手続に必要な書類及び証拠となるものを遅滞なく提出するものとする。

3 使用者等は、貸出公用車を損傷し、又は亡失したときは、遅滞なく、生駒市貸出公用車損傷等届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

(損害賠償)

第16条 使用者は、交通事故等により第三者に損害を与えたときは、本市及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、次の各号に掲げる部分について損害を賠償しなければならない。

(1) 本市が加入している自動車保険の限度額を超える部分

(2) 本市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償に関する部分以外の部分

3 使用者は、本市が使用者に代わり使用者の負担すべき損害額を支払ったときは、直ちに、その支払額を市に弁済するものとする。

4 使用者は、貸出公用車を損傷し、又は亡失したときは、その責任において原状回復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年10月1日から施行する。